

平成 12 年 2 月 9 日
日本長期信用銀行

当行の譲渡に関する株式売買契約書の調印について

当行は本日、金融再生委員会から、ニュー・LTCB・パートナーズ（「パートナーズ社」）との間で、当行の一括譲渡に係わる最終合意の内容が承認された旨の連絡を受けました。これを受け、先程、預金保険機構とパートナーズ社及び当行の間で、当行の譲渡に係る株式売買契約書に調印がなされました。

同契約書に基づき、現在預金保険機構が全株保有する当行の普通株式は、所要の手続きを経て、本年 3 月 1 日（予定）にパートナーズ社に譲渡され、当行の一括譲渡が完了する見通しです。

本件は、昨年 9 月 28 日の覚書調印ならびに 12 月 24 日の基本合意書調印を受けて、預金保険機構とパートナーズ社との間で誠実な交渉が続けられた結果、最終的な売買契約の内容が確定し、今般、金融再生委員会においてその内容が承認されたものです。当行といたしましても、今後の譲渡手続きの完了に向け、引き続き最大限の協力を行ってまいります。

平成 10 年 10 月の特別公的管理の開始以降、今回の株式売買契約調印に至るまでの間、当行を支えて下さいました数多くの皆さまに対して心より御礼を申し上げますとともに、譲渡後の新しい銀行がよりよく皆様のお役に立てるよう、全力を尽くしてまいります。

以 上